



平成 29 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤 井 久 司
(コード番号 5911 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 高 木 清 次
(TEL 03-3453-4111)

「ESOP(信託型従業員持株制度)」の導入(詳細決定)について

当社は、平成 29 年 7 月 31 日に「ESOP(信託型従業員持株制度)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を公表いたしましたが、本日、信託の設定時期、本制度に基づき信託が借り入れる金銭の総額、本制度の設定期間等の詳細について確定しましたのでお知らせいたします。なお、新たに確定した部分に下線を付しております。

1. 横河ブリッジホールディングス従業員持株会専用信託の概要

- (1) 名称: 横河ブリッジホールディングス従業員持株会専用信託(以下、「従持信託」といいます。)
- (2) 委託者: 当社
- (3) 受託者: 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (5) 信託契約日: 平成 29 年 8 月 28 日
- (6) 信託の期間: 平成 29 年 8 月 28 日～平成 32 年 8 月 28 日
- (7) 信託の目的: 横河ブリッジホールディングス従業員持株会(以下、「持株会」といいます。)に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

2. 従持信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類: 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総額: 200 百万円(従持信託による借入の総額)
- (3) 株式の取得期間: 平成 29 年 8 月 31 日から平成 29 年 9 月 19 日まで
- (4) 株式の取得方法: 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

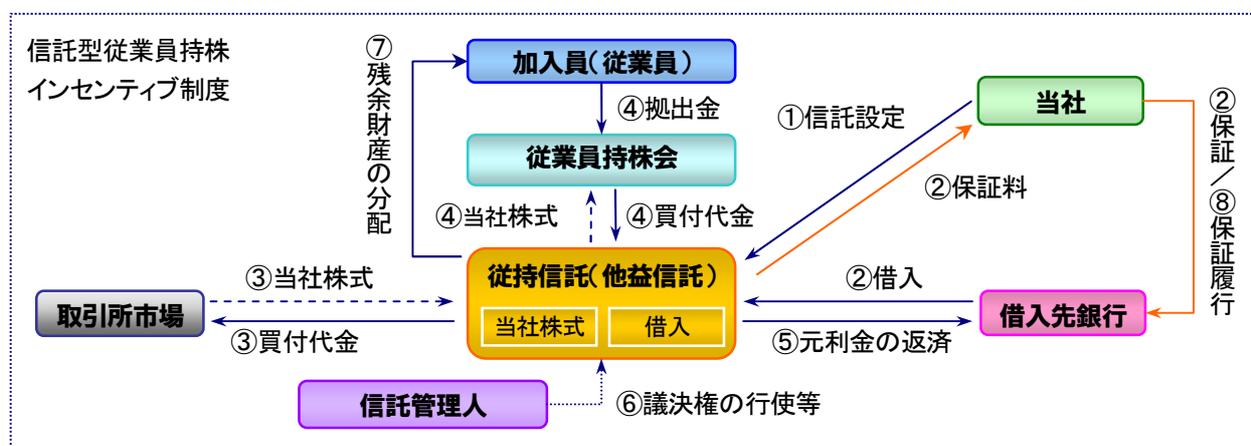
(ご参考)

1. 本制度の概要

本制度は、持株会に加入するすべての当社グループ従業員(以下、「従業員」といいます。)を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当社が信託銀行に従持信託を設定し、その設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証するため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本制度は、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託(他益信託)を設定します。
- ② 従持信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。なお、本件における借入先銀行は当社とは資本関係のない金融機関となります。
- ③ 従持信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は、持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息等返済に充当します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、上記②の保証行為に基づき、当社が弁済します。

以上